

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

集落営農実態調査（以下「本調査」という。）は、「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）において、サステイナブルな農業構造の構築の実現に向けた担い手として位置付けられた集落営農組織の育成・確保等に係る施策の企画・立案、推進等に必要な資料の整備を行うことを目的とする。

2 調査の根拠法令

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた一般統計調査である。

3 調査機構

本調査は、調査票の発送等の一部の業務を農林水産省が委託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）が実施し、集計等を農林水産省大臣官房統計部において実施した。

4 調査の対象

全国の市区町村（全域が市街化区域である市区町村又は耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。）を対象とした。

5 抽出方法

令和8年2月1日現在の市区町村のうち、全域が市街化区域である市区町村又は耕地の存在が認められなかった市区町村を除く、全ての市区町村（調査対象市区町村数：1,685市区町村、回答率：100.0%）。

ただし、市区町村が、全域が市街化区域である市区町村又は耕地の存在が認められなかった市区町村に該当するか否かの確認は、農林業センサス（農山村地域調査）の対象となる農業集落の確認時に合わせて行う。

6 調査事項

(1) 集落営農の概要

- ア 継続等区分
- イ 設立年次
- ウ 集落営農の組織形態
- エ 法人化した年
- オ 経営所得安定対策への加入状況
- カ 地域計画における位置付けの有無
- キ 集落営農の構成

(2) 集落営農の営農状況

- ア 経営規模・農地利用の現状
- イ 集落内の営農を一括管理・運営
- ウ 集落営農の活動内容
- エ 集落営農の構成員のうち、主たる従事者数
- オ 集落営農の農業経営のために常雇いした者の有無
- カ 収支の共同経理の状況

7 調査の時期

(1) 調査期日

令和8年2月1日現在

(2) 調査実施期間

調査票の配布：令和8年1月上旬

調査票の回収：令和8年3月上旬

8 調査の方法

調査は、農林水産省－民間事業者－報告者の調査系統で実施した。

民間事業者から調査対象に対して調査票を電子メールにより配布し、政府統計共同利用システムのオンライン調査システム又は電子メールにより回収する自計調査の方法により実施した。

9 集計方法

本調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部において行った。

集計は、市区町村ごとの調査結果の単純積み上げにより算出した。

10 実績精度

本調査は全数調査のため、実績精度の算出は行っていない。

11 用語の解説

集落営農

ア 「集落」を単位として^{注1)} 農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意^{注2)} の下を実施される営農（農業用機械の所有のみを共同で行う取組^{注3)} 及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組^{注4)} を除く。）をいう。

注1) 「「集落」を単位として」

集落営農を構成する農家の範囲が、一つの農業集落を基本的な単位としていること。例外として、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合や、複数の集落を一つの単位として構成する場合を含む。

なお、集落を構成する全ての農家は何らかの形で集落営農に参加していることが原則であるが、集落内の全ての農家のうち、おおむね過半の農家が参加している場合はこれを含む。

また、大規模な集落の場合で、集落内に「組（くみ）」等、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位がある場合は、これを集落の単位とする。

注2) 「農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意」

集落営農に参加する農家が、集落営農の組織形態、農地の利用計画、農業用機械の利用計画、役員やオペレーター等の選定、栽培方法その他の集落としてまとまりを持った営農に関する事項について行う合意をいう。

	<p>注3)「農業用機械の所有のみを共同で行う取組」</p> <p>農業用機械を集落で共同所有するが、その利用については、各農家が自作地の耕作等のために個人ごとに借りて行うものをいう。</p> <p>注4)「栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組」</p> <p>集落内の品種の統一等の栽培協定又は集落としての用排水の合理的な利用のための管理のみを行うものをいう。</p> <p>イ 具体的には、農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下、次のいずれかに該当する取組を行っているものをいう。</p> <p>(ア) 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家が共同で利用している。</p> <p>(イ) 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業の委託を受けたオペレーター組織等が利用している。</p> <p>(ウ) 集落の農地全体を一つの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営を行っている。</p> <p>(エ) 認定農業者、農地所有適格法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落単位での土地利用及び営農を行っている。</p> <p>(オ) 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で（農業用機械を利用した農作業以外の）農作業を行っている。</p> <p>(カ) 作付地の団地化等、集落内の土地利用調整を行っている。</p>
継続等区分	<p>本年の調査で把握した集落営農について前年調査との関係を整理した区分をいう。組織として継続している場合（名称変更及び法人化した組織を含む。）は「継続」、過去1年間に新たに設立された集落営農は「新規」、前年調査で把握された複数の集落営農が一つの組織となったものは「統合」、前年調査で把握された集落営農が複数の組織に分かれたものは「分割」とした。</p> <p>また、他の集落営農組織との統合により解散した場合は「他の集落営農への統合による解散」、集落営農組織以外の組織との統合により解散した場合は「集落営農以外の組織への統合による解散」、それ以外で解散等した場合は「解散」とした。</p> <p>なお、「統合」及び「分割」は集落営農を単位とした組織の再編であり、一部の構成農家の参加や脱退は、これに当たらない。</p>
設立年次	<p>集落営農の設立年次とする。ただし、統合・分割・法人化による組織体制の変更があった場合は、その時点を設定年次とする。</p>
組織形態	
農事組合法人	<p>農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることにより、共同の利益を増進すること」を目的とし</p>

	て設立された法人をいう。
株式会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に規定する特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名会社	会社法に基づき、合名会社の組織形態をとっているものをいう。
合資会社	会社法に基づき、合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
その他	農業協同組合法に基づく農事組合法人及び会社法に基づく会社以外の法人（NPO法人等）をいう。
非法人	法人格を有しない任意組織をいう。
地域計画において農業を担う者として位置付けられている	<p>地域計画において農業を担う者として位置づけられている場合をいう。</p> <p>地域計画とは、人・農地プラン（農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、当該地域における農業の将来の在り方などを明確化したもの）を基礎として、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化したものをいう。</p>
当該集落営農が存在する農業集落	<p>集落営農を構成している農業集落をいう。</p> <p>集落内の全ての農家が当該集落営農に参加していることが原則であるが、集落内の全ての農家のうち、おおむね過半の農家が参加している場合も農業集落に含む。</p> <p>なお、集落内に「組（くみ）」など、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位があり、「組」の中で集落営農活動が行われている場合は、「組」が存在する農業集落を含む。</p>
集落内の総農家数	<p>「当該集落営農が存在する農業集落」内に居住している農家数をいい、農地を所有している農家以外の世帯を含む。</p> <p>なお、集落営農への参加の有無は問わない。</p>
集落営農に参加している農家数（構成農家数）	<p>農作業を受託している農家、委託している農家及び集落内の営農に係る事項について合意している農家等何らかの形で集落営農に参加している農家数をいい、この場合の農家には、農地を所有している農家以外の世帯を含む。</p>

	<p>なお、地縁的に、他集落に属する少数の農家が当該集落営農の構成農家となっている場合も集落営農に参加している農家数に含める。</p>
主たる従事者	<p>当該集落営農の構成員のうち、組織の活動を中核的に担う者をいう。</p>
集落営農の農業経営のために常雇した人	<p>集落営農が農業経営のため、あらかじめ、年間7か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）により雇った者（期間を定めずに雇っている者も含む。）で、賃金を支払い従事させている者をいう。</p> <p>また、外国人技能実習生及び特定技能で受け入れた外国人や、調査期日において、雇った期間が7か月に達していないが、7か月以上雇う予定の者は該当する。</p> <p>なお、以下の者は含まない。</p> <p>ア 農場長や管理人であっても、雇われている者であれば該当するが、集落営農の構成員は該当しない。</p> <p>イ 主に農業以外の仕事のため雇った者を農繁期等に一時的に農業経営に従事させた場合は該当しない。</p> <p>ウ 雇用終了時点で、実際に雇っていた期間が7か月未満であった場合は該当しない。</p>
集落内の総耕地面積	<p>「当該集落営農が存在する農業集落」内の耕地面積をいう。</p>
現況集積面積	<p>経営耕地面積及び農作業受託面積を合計した面積をいう。</p>
経営耕地面積	<p>集落営農が現在経営する耕地であって、自己所有地に借地を加えたものを行い、収穫物の販売名義及び販売収入の処分権を有する特定農作業受託面積を含む。</p> <p>なお、集落営農が関わっている面積全体を把握するため、農地の利用調整を行っている面積など集落営農が経営する耕地に該当しない面積についても含む。</p>
農作業受託面積	<p>集落営農として農作業を受託した実面積（例えば、同一の土地で異なる種類の農作業を受託した場合は重複して計上しない（延べ面積としない））を行い、部分作業受託を行った場合も含む。</p> <p>なお、統計表の受託面積は、複数の集落営農が同一の土地で農作業を受託した場合に面積の重複がある。</p>
集落内の営農を一括管理・運営している集落営農	<p>集落の農地全体を一つの農場とみなし、農業生産過程における全部についての共同化・統一化に関する合意の下に営農を実施している集落営農（農業生産過程のうち、防除等の一部作業を構成農家が個別に行う場合であっても、そのことに関する合意がされているものを含む。）をいう。</p>

集落営農の活動内容	<p>次の活動について、組織の活動状況をみるものである。</p> <p>ア 農産物等の生産・販売活動</p> <p>集落営農による農産物又は農産加工品の生産及び販売活動をいう。</p> <p>イ 農産物等の生産・販売以外の活動</p> <p>集落営農による防除・収穫等の農作業受託、作付地の団地化等集落内の土地利用調整、農家の出役による共同の農作業（農業用機械を利用した農作業以外）又は農業用機械の共同所有及び共同利用をいう。</p>
収支の共同経理の状況	<p>次の経理について、組織における共同化の状況をみるものである。</p> <p>ア 農業用機械の利用や管理に係る収支</p> <p>農業生産過程で利用している農業用機械の利用料、燃料代、保管料等についての収支を組織として共同で行っている場合に該当する。</p> <p>イ 雇用者の賃金等に係る収支</p> <p>雇用者の雇用労賃等の収支を組織として共同で行っている場合に該当する。</p> <p>ウ 資材の購入に係る収支</p> <p>農業生産資材（原料及び補助原料で、種苗、肥料、飼料、薬剤、加工原料等）の購入についての収支を組織として共同で行っている場合に該当する。</p> <p>エ 生産物の出荷や販売に係る収支</p> <p>生産物の出荷又は販売に係る運搬費、売上等についての収支を組織として共同で行っている場合に該当する。</p> <p>オ 農業共済に係る収支</p> <p>農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び共済金についての収支を組織として共同で行っている場合に該当する。</p> <p>カ 農業経営収入保険に係る収支</p> <p>農業保険法に基づく保険料及び保険金についての収支を組織として共同で行っている場合に該当する。</p>
組織内の経理を一括管理している	<p>上記の「収支の共同経理の状況」のア「農業用機械の利用や管理に係る収支」からエ「生産物の出荷や販売に係る収支」までの全てに該当があり、かつオ「農業共済に係る収支」又はカ「農業経営収入保険に係る収支」のどちらかに該当がある場合に該当する。</p>

12 利用上の注意

(1) 統計表の編成

全国都道府県別及び全国農業地域別とした。

(2) 地域区分

ア 全国農業地域とその範囲

全国農業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

イ 地方農政局とその範囲

地方農政局名	所属都道府県名
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

注：上記以外の地方農政局（東北、北陸、近畿及び九州）の範囲については、アの全国農業地域における所属都道府県の結果と同じであることから表章はしていない。

(3) 農業地域類型区分

農業地域類型	基準指標
都市的地域	<ul style="list-style-type: none"> ・可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上又はDID人口2万人以上の旧市区町村 ・可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村（ただし、林野率80%以上のものは除く。）
平地農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ・耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村（ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。） ・耕地率20%以上かつ林野率50%以上で傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村
中間農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ・耕地率20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村 ・耕地率20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村
山間農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ・林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村

注：1 決定順位：都市的地域→山間農業地域→平地農業地域・中間農業地域

2 DID（人口集中地区）とは、人口密度4,000人/km²以上の国勢調査基本単位区が互いに隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地区をいう。

3 傾斜は、1筆ごとの耕作面の傾斜でなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

4 旧市区町村とは、昭和25年2月1日時点の市区町村をいう。

5 本統計表に用いた農業地域類型区分は、令和5年3月改定のものである。

(4) 表中に用いた記号は次のとおりである。

- 「－」：事実のないもの
「△」：負数又は減少したもの
「nc」：計算不能

- (5) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- (6) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和8年集落営農実態調査結果」（農林水産省）による旨を記載してください。

(7) ホームページ掲載案内

ア 本統計の累年データ

農林水産省ホームページ中の統計情報に掲載している分野別分類「農家数、担い手、農地など」の「集落営農実態調査」で御覧いただけます。

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/einou/#r>

イ 本統計の市町村別データ

農林水産省ホームページ中の統計情報に掲載している分野別分類「農家数、担い手、農地など」の「集落営農実態調査」の「令和8年集落営農実態調査結果（統計表一覧）」で御覧いただけます。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/einou/kakuhou_26.html

なお、統計データ等に訂正があった場合には、ホームページに正誤情報を掲載します。

13 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室 農林漁業担い手統計班

電 話：（代表）03-3502-8111（内線3666）

（直通）03-6744-2247

※ 本調査に関するご意見・ご要望は、上記問い合わせ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>